

公開異議申立書

令和3年5月13日

東京都港区新橋2丁目1番3号

社会保険診療報酬支払基金本部

社会保険診療報酬支払基金 理事長 神田 裕二 殿

異議申立人

氏名 一般社団法人

甲状腺眼症の医療を前進させる患者の会

次のとおり異議申立てをします。

再審査請求

1 異議申立てに係る決定

以下の医療機関で行われている甲状腺眼症に対する眼窩減圧術が、社会保険診療報酬支払基金東京支部より、健康保険 K 2 3 5 眼窩内腫瘍摘出術（深在性）から K 2 3 4 眼窩内腫瘍摘出術（表在性）へと変更された件

オキユロフェイシャルクリニック東京

（医療機関コード：1310235416）

：東京都

2 異議申立てに係る決定があったことを知った年月

令和3年4月6日

3 異議申立ての趣旨

異議申立てに係る決定の取り消しを求める

4 異議申立ての理由

別紙のとおり

## 異議申立ての理由

( 1 ) 眼窩減圧術は甲状腺眼症の眼球突出に対する根治的な手術治療であり、これに代わる治療法はない。しかし、近年、眼窩減圧術の保険適用の範囲が明示されないまま、保険の適応から外される、もしくは低い点数に変更されるという事態があった。

このような事態に対して甲状腺眼症の医療の現状を憂う患者が集まり、一般社団法人甲状腺眼症の医療を前進させる患者の会を立ち上げた（現会員数214名）。

当患者の会からの公開質問状に対して、社会保険診療報酬支払基金本部理事長及び東京支部は同様の文書で次のように回答している。「甲状腺眼症に対する眼窩減圧術は、眼窩内腫瘍摘出術で算定する。その場合、手術方法が前眼部から眼窩内にアプローチする場合は〈K234 眼窩内腫瘍摘出術

（表在性）で算定し、骨を処理し眼窩先端部付近までアプローチする場合（クレーンライン法等）は〈K 2 3 5 眼窩内腫瘍摘出術（深在性）〉で算定する。「原則として、眼窩骨の一部を外し、眼窩内に到達して手術操作を実施している場合はK 2 3 5 眼窩内腫瘍摘出術（深在性）、前眼部から眼窩骨と眼球の間から眼窩に到達し手術操作を実施している場合はK 2 3 4 眼窩内腫瘍摘出術（表在性）が最も近似する手術と審査判断したものです。」。

それを受けて、当該医療機関では2020年12月からオリンピア眼科病院（東京都）で現在も行われている皮膚を切開して眼窩外壁の切除を行う眼窩減圧術が行われていた。

（2）令和3年4月6日、当該医療機関で行われている甲状腺眼症に対する眼窩減圧術が、社会保険診療報酬支払基金東京支部より、

健康保険 K 2 3 5 眼窩内腫瘍摘出術（深在性）から K 2 3 4 眼窩内腫瘍摘出術（表在性）へと変更された旨通達された。

（ 3 ） 上記の決定がなされた根拠は以下であるとされた。

B : 療養担当規則等に照らし、医学的に保険診療上過剰・重複となるもの

（ 4 ） しかし、上項 3 の根拠は以下の理由により不当であり、したがって東京支部による本件の決定は不当である。

一、甲状腺眼症には、複視、異物感、ドライアイ、球後痛、眼精疲労、まぶしさなどの症状がある。

そして、眼窩減圧術はそれらの症状に対して効果的であり、同手術の目的はそれらの有症状に対してのものでもある。

二、形成外科は先天的あるいは後天的な身体外表の

醜状変形に対して、機能はもとより形態に正常にすることで、個人を社会に適応させる事を目的とする外科学の一分野であり、甲状腺眼症の醜形に対する形成外科学上の観点からも含めた治療は過剰なものではない。

三、当該医療機関では、社会保険診療報酬支払基金本部理事長及び東京支部からの通達のとおり「眼窩骨の一部を外し、眼窩内に到達して手術操作」が実施されていた。しかし、それにもかかわらず、眼窩減圧術が「B.医学的に過剰・重複となるもの」とされ、K234眼窩内腫瘍摘出術（表在性）へと変更されている。

四、当該医療機関とオリンピア眼科病院ではまったく同じ方法で眼窩減圧術が行われている。そして、オリンピア眼科病院では眼窩減圧術がK235眼窩内腫瘍摘出術（深在性）で継続して行われている。しかし、当該医療機関では眼窩減圧術がK2

3 4 眼窩内腫瘍摘出術（表在性）へと変更されている。

五、甲状腺眼症に対する眼窩減圧術が K 2 3 5 眼窩内腫瘍摘出術（深在性）の適応となる条件が、骨を切除することなのか、骨を切除して戻すことなのか、皮膚を切開しなければならないのか、明示されないまま、当該医療機関の甲状腺眼症に対する眼窩減圧術が K 2 3 4 眼窩内腫瘍摘出術（表在性）へと変更されている。

（5）以上のように、東京支部による本件の決定は保険診療上の解釈を誤ったものであり、恣意的かつ独断的なものである。これにより甲状腺眼症を患う患者は著しく不当な扱いを受けており、非常に苦しんでいる。これは患者が自らが受ける治療や治療を受ける医療機関を選択することができるという基本的人権の侵害である。よって、その取り消しを求めるため、本状にて異議申立てを行う。